

## 議案第36号

### 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項
2020東京オリンピック・パラリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致 関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致 その他の関連事業に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項

略
---

鳥取県立学校学校評 議員会
------------------

県立学校の運営に関する事項
---------------

略
---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。